

報告事項イ

コンプライアンスの確立に向けた取組について

コンプライアンスの確立（適正な経理処理の確保）に向けた取組について、別紙のとおり報告します。

平成21年12月18日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

コンプライアンスの確立に向けた取組について

教 育 総 務 課

会計検査院の指摘に伴い実施した物品購入に係る自主調査により、県教育委員会において不適正な経理処理の実態が明らかになりました。過去の不祥事発生の反省を活かしきれなかった点を重く受け止めるとともに、全職員が自らの問題として危機感を持ち、固い決意のもと、コンプライアンスの確立と適正な経理処理の確保に向けて、速やかに取り組みます。

1 職員のコンプライアンス意識の徹底

「コンプライアンス確立本部」での取組方針に基づき、全庁的な取組を推進する。全職員に対し、改めて公務員としての自覚と責任に関する意識を徹底するとともに、公金取扱の重要性に係る認識を再徹底する。

- ・全職員への知事の緊急メッセージの周知徹底
- ・管理職員に対する周知徹底
 - 事務局内課長会議 12月 8日(火)開催
 - 県立学校事務長会 12月 9日(水)開催
 - 県立学校長会 12月 25日(金)開催予定
 - 県立学校長会、事務長会 [2回目] 平成 22年 2月開催予定
- ・コンプライアンス確立に向けた取組に関する教育長名文書の発出(12月10日付)
- ・コンプライアンス強化運動期間における重点的な取組
 - 強化運動期間：平成 21年 12月 10日～ 12月 31日 (1回目)
 - 平成 22年 3月 1日～ 4月 30日 (2回目)
 - 取 組 内 容：職場単位での研修等
 - 事務局内会計事務研修の実施(12月 24日実施予定(全職員対象))
 - 年度末・年度初めの重点的点検
 - 業務の総点検(計画的予算執行の徹底)等
- ・鳥取県教職員コンプライアンス行動指針の見直し
今回の不正経理処理を含め過去の不祥事を踏まえた全般的な見直し

2 制度面の見直し

- ・不適正な経理処理に係る処分等の厳格化
県教育委員会の懲戒処分等の指針の改正
- ・外部通報窓口の設置(知事部局対応)
県の物品調達に係る不正経理に関する外部通報窓口の設置及び業者への周知
- ・内部通報制度の周知徹底
既に実施している教育業務改善ヘルプライン制度の周知徹底
- ・物品の検収チェック体制の見直し
物品を確実に確認・検査するための検収方法の改正

3 再発防止の取組の検証

- ・再発防止策の成果の調査・検証、継続的なフォローアップ 等

レクチャー（発表）資料	
平成21年12月7日	
担 当	会計指導課（太田 7422）

物品購入に係る自主調査の結果について

平成21年1月に会計検査院において、農林水産省及び国土交通省所管に係る国庫補助事業の事務費検査が行われ、11月11日の国会報告において平成15年～19年における不適正経理処理を指摘されました。

このことを踏まえ、本県では物品の購入について会計検査院と同様の問題が無いか自主調査を実施したところ、次のような結果でした。

1 調査の手法

- (1) 調査実施日 平成21年10月2日～12月3日
- (2) 調査対象 平成19・20年度の物品購入等
- (3) 対象所属 知事部局、各種行政委員会等の全所属
(平成19年度は農林水産部、県土整備部を除く)
- (4) 調査点検の視点 会計書類等に基づき、次の点について調査
・需用費(物品購入に係るもの)の「預け金」、「一括払い」、「差替え」、「翌年度納入」及び「前年度納入」の有無

2 調査結果

(1) 概要

「預け金」、「一括払い」はなかったが、2所属で契約した物品等とは異なる物品を納入したとして、事実と異なる請求書等を提出させて支払っていた。(「差替え」)

また、会計年度をまたいだ処理を行う「翌年度納入」と「前年度納入」は39の所属で行われていたことが判明した。

(単位：件、円)

区 分	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
平成19年度	(3) 100,170	(42) 920,894	(3) 62,928	(48) 1,083,992
平成20年度	0	(43) 992,696	(3) 23,987	(46) 1,016,683
合 計	(3) 100,170	(85) 1,913,590	(6) 86,915	(94) 2,100,675

注：()は支出件数である。

(2) 部局別内訳(平成19・20年度計)

(単位：件、円)

部 局	区 分	差替え	翌年度納入	前年度納入	計
知事部局	本 庁	0	(5) 25,541	(2) 12,197	(7) 37,738
	地方機関	(1) 26,880	(36) 464,948	(2) 37,343	(39) 529,171
	計	(1) 26,880	(41) 490,489	(4) 49,540	(46) 566,909
教育委員会	本 庁	0	(2) 21,557	0	(2) 21,557
	地方機関	0	(40) 1,326,994	(2) 37,375	(42) 1,364,369
	計	0	(42) 1,348,551	(2) 37,375	(44) 1,385,926
警察本部	本 庁	0	0	0	0
	地方機関	(2) 73,290	(2) 74,550	0	(4) 147,840
	計	(2) 73,290	(2) 74,550	0	(4) 147,840
合 計	本 庁	0	(7) 47,098	(2) 12,197	(9) 59,295
	地方機関	(3) 100,170	(78) 1,866,492	(4) 74,718	(85) 2,041,380
	計	(3) 100,170	(85) 1,913,590	(6) 86,915	(94) 2,100,675

「預け金」：納品がされていないのに代金を支払い、それが業者に預け金として保有されているもの

「一括払い」：物品購入伺を作成しないで業者に物品を複数回納入させ、後日、納入された物品とは異なる物品の物品購入伺を作成し、一括して支払っているもの

「差替え」：実際に契約した物品とは異なる物品を納入させているもの

「翌年度納入」：新年度に納品があった物品を前年度（旧年度）予算で支出しているもの

「前年度納入」：前年度（旧年度）に納品があった物品を新年度予算で支出しているもの

（３）差替えの内訳

該当部課所	年度	支出金額 (円)	支出品目（需用費）	業者の納入品目
福祉保健部 保育専門学院	19	26,880	リソグラフのインク	パソコン修理代（需用費）
警察本部 米子警察署	19	73,290	備品請求の単価を下げ、 需用費（消耗品）で支出	脇机（備品購入費）
計		100,170		

（４）年度またぎの主な事例

翌年度納入

４月に納品されたものを、３月中に納品されたとして旧年度の予算で支払った。

（ゴム印、軍手、書庫、ワゴン、コピー用紙等）

前年度納入

４月当初から使用するため発注した物品が３月中に納品されたが、処理の遅れにより４月以降に納品されたとして新年度予算で支払った。

（ドラムカートリッジ、カードホルダー、インクカートリッジ、リングファイル等）

（参考）会計検査院の検査指摘

（単位：件、円）

年度	預け金	一括払い	差替え	翌年度納入	前年度納入	合計
15	0	0	(1) 2,835	(16) 260,700	(49) 5,257,826	(66) 5,521,361
16	0	0	(13) 296,792	(27) 986,382	(25) 1,197,788	(65) 2,480,962
17	0	0	(7) 823,410	(19) 772,540	(9) 981,928	(35) 2,577,878
18	0	0	(28) 4,401,600	(22) 468,726	(7) 93,129	(57) 4,963,455
19	0	0	(9) 758,100	(4) 295,995	(5) 140,309	(18) 1,194,404
計	0	0	(58) 6,282,737	(88) 2,784,343	(95) 7,670,980	(241) 16,738,060

(単位:円)

課所名	不適正区分								総計
	差替え		翌年度納入		前年度納入		年度計		
	H19	H20	H19	H20	H19	H20	H19	H20	
1 県民室					6,653		6,653	0	6,653
2 広報課						5,544	0	5,544	5,544
3 福祉保健課			19,241				19,241	0	19,241
4 障害福祉課				6,300			0	6,300	6,300
5 皆成学園				2,230				2,230	2,230
6 倉吉児童相談所			6,193				6,193	0	6,193
7 保育専門学院	26,880			6,498			26,880	6,498	33,378
8 倉吉看護専門学校			10,080				10,080	0	10,080
9 衛生環境研究所				8,316				8,316	8,316
10 倉吉高等技術専門校						7,103	0	7,103	7,103
11 農林総合研究所				8,085				8,085	8,085
12 水産試験場				87,366			0	87,366	87,366
13 東部総合(生活環境局)					30,240		30,240	0	30,240
14 中部総合(県民局)			83,363	1,050			83,363	1,050	84,413
15 西部総合(県民局)			98,374				98,374	0	98,374
16 西部総合(県税局)			66,990				66,990	0	66,990
17 日野総合(県民局)			11,970				11,970	0	11,970
18 日野総合(県土整備局)				74,433			0	74,433	74,433
知事部局計	26,880	0	296,211	194,278	36,893	12,647	359,984	206,925	566,909
19 教育環境課				20,160			0	20,160	20,160
20 図書館			52,132				52,132	0	52,132
21 文化財課			1,397				1,397	0	1,397
22 埋蔵文化財センター				15,120			0	15,120	15,120
23 鳥取工業高等学校				1,680			0	1,680	1,680
24 鳥取緑風高等学校			45,675	48,048			45,675	48,048	93,723
25 智頭農林高等学校			13,041	43,995			13,041	43,995	57,036
26 倉吉東高等学校				140,175				140,175	140,175
27 倉吉農業高等学校				3,192				3,192	3,192
28 倉吉総合産業高等学校			52,910	7,112			52,910	7,112	60,022
29 鳥取中央育英高等学校			9,770		26,035		35,805	0	35,805
30 米子東高等学校			24,150				24,150	0	24,150
31 米子高等学校						11,340	0	11,340	11,340
32 米子工業高等学校				6,930			0	6,930	6,930
33 米子白鳳高等学校			49,761				49,761	0	49,761
34 境高等学校				389,907			0	389,907	389,907
35 境港総合技術高等学校				88,200			0	88,200	88,200
36 日野高等学校				27,798			0	27,798	27,798
37 倉吉養護学校			301,297				301,297	0	301,297
38 米子養護学校				6,101			0	6,101	6,101
教育委員会計	0	0	550,133	798,418	26,035	11,340	576,168	809,758	1,385,926
39 鳥取警察署			74,550				74,550	0	74,550
40 米子警察署	73,290						73,290	0	73,290
警察本部計	73,290	0	74,550	0	0	0	147,840	0	147,840
小計	100,170	0	920,894	992,696	62,928	23,987	1,083,992	1,016,683	2,100,675
合計		100,170		1,913,590		86,915		2,100,675	2,100,675

職員に向けた緊急メッセージ

県民に信頼される県職員をめざして

平成18年度の不適正経理問題を肝に銘ずべき教訓とし、二度とこのような不祥事が発生しないよう、コンプライアンス向上に取り組んできたところです。このような中で、平成21年1月に実施された会計検査院の検査により不適正な経理処理を指摘されたこと、また、この指摘を受けて実施した自主調査においても不適正な経理処理が明らかになったことは、これまでの取組が不十分であったと認めざるを得ず、極めて遺憾なことであります。

私たちは、今回再び県民の信頼を大きく損ねてしまいました。このような不適正な経理処理が根絶できていなかったという事態を、私たちは真剣に受け止めなければなりません。

私たちの仕事は県民の皆様の信頼に支えられています。そして、その信頼は、職員一人ひとりが誠実に職務を遂行し、県民の幸福で充実した生活の向上に貢献することで得られるものです。

すべての職員一人ひとりが、

- ・ 県民、そして地域のために仕事をする
- ・ 県民の負託を受けて公金を管理する

という県職員の基本的な役割を改めて確認するとともに、自らの日々の行動について振り返り、

- ・ 県職員としての使命感、誇りを忘れていないか
- ・ 県民に満足してもらえる仕事ができているか
- ・ 県民に説明できないような行為をしていないか

という観点から、常に自分自身を見つめるようにしてください。

県の組織と職員がより一層の信頼を得るためには、コンプライアンス向上に向けた取組をさらに強力に継続していくことが必要です。

職員一人ひとりが、日常の業務や生活の中で「県民に信頼される県職員」としての行動を実践してください。

平成21年12月

鳥取県知事 平井伸治

第200900146448号
平成21年12月10日

事務局本庁各課（室）長
各地方機関の長
各教育機関（県立学校を除く）の長
各県立学校長

} 様

教 育 長
(公 印 省 略)

教育委員会におけるコンプライアンス確立に向けた取組について（通知）

このたび、本県において会計検査院の指摘及び物品購入に係る自主調査により、不適正な経理処理が明らかになり、鳥取県総務部長から別添写しのとおり「コンプライアンス確立に向けた取組」について通知されました。

教育委員会においても、教育組織全体でコンプライアンス向上に取り組んできた中で、このような不適正な経理処理が明らかになったことは、知事部局同様、これまでの取組が不十分であったと認めざるを得ず、極めて遺憾なことであります。

今回の問題を反省材料とするとともに、県民の信頼回復に向けて、教職員一人ひとりが公務員としての基本的な役割を改めて確認し、誠実に職務にあたる必要があります。

については、下記のとおりコンプライアンス強化運動期間を設定しますので、各所属においてコンプライアンス確立に向けた取組を一層強力に進めてください。

記

1 コンプライアンス強化運動期間における重点的な取組の実施

(1) コンプライアンス強化運動期間

- ・ 1回目 : 平成21年12月10日（木）から12月31日（木）まで
- ・ 2回目 : 平成22年3月1日（月）から4月30日（金）まで

(2) 取組事項

- 「職員に向けた緊急メッセージ」を基にしたコンプライアンスの再確認の取組の実施
- ・ 各所属において毎朝の朝礼でその主旨を確認するなど、職員一人ひとりの心に届く形での取組を実施（「職員に向けた緊急メッセージ」は執務室内のよく見える場所に掲示）

業務の総点検

- ・ 「鳥取県教職員コンプライアンス行動指針」を活用するなどして、各職員が自らの担当業務について振り返り、点検を実施

2 不適正な経理処理に係る処分等の目安

- ・ 別途通知予定

(担当)

教育総務課総務係 横山 電話：0857-26-7505 教育総務課教育行政監察担当 桑谷 電話：0857-26-7579

事務局本庁各課（室）長
各地方機関の長
各教育機関（県立学校を除く）の長
各県立学校長
各市町村（学校組合）教育委員会教育長

様

鳥取県教育委員会教育長
(公印省略)

懲戒処分等の指針の一部改正について（通知）

平成18年度の不適正経理問題発生以降、コンプライアンス向上に向けた取組を強化し、適正な経理処理の確保について徹底を図ってきたところですが、このたび、それにもかかわらず不適正な経理処理が行われたことは極めて遺憾です。

ついては、今後、不適正な経理処理が行われた場合には、これまで以上に厳しい処分を行うこととし、別添のとおり指針の一部を改正することとしましたので、教職員に対して十分に周知していただくとともに、適正な経理処理が行われるよう一層の指導徹底をお願いします。

なお、市町村（学校組合）教育委員会にあっては貴管下の小・中・特別支援学校に速やかに周知していただくようお願いします。

（担当：教育総務課人事担当 津村、電話：0857-26-7578）

記

1 改正内容

不適正な経理処理に係る懲戒処分等の目安を規定したこと。（別表2関係）

2 施行日

平成21年12月10日

(別表2)

不適正な経理処理に係る懲戒処分等の目安

		公金公物の用途(目的) 動機				
		私的使用・利得		公的使用		
		県又は県民等への損害・不利益等の発生		結果		
		損害・不利益等あり	なし			
故意・重過失	不適正な経理処理の内容	経理外の資金の造成 (金品の預けを含む)	免職	免職、停職、減給	/	
		事実を改ざん又は 隠ぺいした書類作成等 (偽造文書作成等)		停職、減給		減給、戒告
		その他の 不適正な経理処理		減給		戒告
過失	様態	その他の 不適正な経理処理	/	文書訓告、 口頭注意	口頭注意	

- | | |
|------------------------|----------|
| ・私的使用の目的で行った不適正な経理処理 | 免職 |
| ・経理外の資金造成、業者への金品の「預け」 | 免職、停職、減給 |
| ・請求書の「差替え」等による不適正な物品購入 | 停職、減給、戒告 |
| ・故意による年度区分を跨いだ不適正な物品購入 | 停職、減給、戒告 |